

健全化判断比率等の算定方法

○ 健全化判断比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad (\quad 0 \text{ 千円} \quad)}{\text{標準財政規模} \quad (\quad 4,997,617 \text{ 千円} \quad)}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び住宅新築資金等貸付特別会計の実質赤字額
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

〈一般会計等の実質収支〉

(単位：千円)

	歳入	歳出	形式収支 (歳入－歳出)	翌年度に 繰り越すべき財源
一般会計	8,279,579	7,928,535	351,044	45,932
計	8,279,579	7,928,535	351,044	45,932
実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）				305,112

実質赤字はなし

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad (\quad 0 \text{ 千円} \quad)}{\text{標準財政規模} \quad (\quad 4,997,617 \text{ 千円} \quad)}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金不足を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

〈一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質収支〉

一般会計	305,112 千円
	千円
国民健康保険特別会計	69,192 千円
	千円
介護保険特別会計	41,180 千円
後期高齢者医療事業特別会計	1,190 千円

上記全ての会計で実質赤字なし

〈公営企業の特別会計の資金剰余（不足）額〉

簡易水道事業特別会計	11,900 千円
	資金不足額なし

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

〈実質公債費比率の算定〉

(単位：千円)

区 分		決 算 額		
		平成23年度	平成22年度	平成21年度
分 子	① 元利償還金（繰上償還を除く）	1,218,686	1,219,610	1,229,307
	② 準元利償還金	290,315	283,808	281,895
	満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金相当額	0	0	0
	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金 ※1	156,532	148,972	151,358
	一部事務組合の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金 ※2	133,783	134,836	130,537
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	0	0	0
	一時借入金の利子	0	0	0
	③ 特定財源	19,729	18,195	21,249
	国・県からの利子補給	698	1,125	1,125
	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	8,726	7,805	9,502
公営住宅使用料	10,305	9,265	10,622	
その他	0	0	0	
④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,006,636	982,424	962,128	
A 小 計 【(①+②) - (③+④)】	482,636	502,799	527,825	
分 母	⑤ 標準財政規模	4,997,617	5,113,177	4,888,053
	⑥ ④と同じ	1,006,636	982,424	962,128
B 小 計 【⑤ - ⑥】	3,990,981	4,130,753	3,925,925	
C 実質公債費比率（単年度） 【A/B×100】	12.09317	12.17209	13.44460	
実質公債費比率（3カ年平均）		12.5		

※1 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金は、簡易水道事業特別会計への繰出金です。

※2 一部事務組合の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金

一 部 事 務 組 合 名	平成23年度	平成22年度	平成21年度
香肌奥伊勢資源化広域連合	95,475	95,467	92,398
奥伊勢広域行政組合	15,640	16,339	16,615
紀勢地区広域消防組合	14,628	13,989	13,705
わたらい老人福祉施設組合	2,190	2,229	2,272
荷坂やすらぎ苑組合	5,850	6,812	5,547
	0	0	0
計	133,783	134,836	130,537

将来負担額	—	(充当可能基金額 + 特定財源見込額
13,723,375 千円		1,969,699 千円 210,387 千円
+		地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額)
		8,902,078 千円
将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模 - 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$
		$\frac{13,723,375 \text{ 千円}}{4,997,617 \text{ 千円}}$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員が自己都合退職した場合の要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

〈将来負担比率の算定〉

(単位：千円)

区 分		平成23年度 決算額	【参 考】 平成22年度
分 子	① 将来負担額	13,723,375	13,932,071
	一般会計等の地方債年度末残高	9,733,992	9,708,981
	債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額	0	0
	公営企業債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額	1,879,972	2,051,213
	一部事務組合の地方債の元金償還金に対する負担見込額	578,488	707,830
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	1,530,923	1,464,047
	設立法人の負債等に対する一般会計等負担見込額	0	0
	連結実質赤字額	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	0
	② 充当可能財源	11,082,164	10,940,287
充当可能基金年度末現在高 ※1	1,969,699	1,895,609	
充当可能特定歳入の見込額 ※2	210,387	224,891	
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	8,902,078	8,819,787	
A 小 計 【 ① - ② 】	2,641,211	2,991,784	
分 母	③ 標準財政規模	4,997,617	5,113,177
	④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,006,636	982,424
B 小 計 【 ③ - ④ 】	3,990,981	4,130,753	
C	将来負担比率 【 A/B×100 】	66.1	72.4

※1 充当可能基金年度末現在高の内訳

基金名	基金残高(千円)
財政調整基金	1,595,789
減債基金	89,682
国民健康保険財政調整基金	27,904
介護保険給付準備基金	69,859
その他の基金	186,465
計	1,969,699

※2 充当可能特定歳入の見込額の内訳

基金名	基金残高(千円)
住宅新築資金特定助成事業補助金	1,800
住宅新築資金貸付金償還金	65,320
福祉資金貸付金償還金	4,158
公営住宅等使用料	139,109
計	210,387